

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月24日

生駒市教育委員会委員長 山本 吉延

生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

(生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部改正)

第1条 生駒市生涯学習施設条例施行規則(平成24年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

生駒駅前図書室	午前9時30分から午後8時まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)にあつては、午前9時30分から午後5時まで
---------	--

第2条第2項及び第3項中「生駒市コミュニティセンター」の次に「及び生駒駅前図書室」を加える。

第3条第1項の表中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)」を「祝日」に改め、同表に次のように加える。

生駒駅前図書室	(1) 月曜日(その日が祝日に当たるときを除く。) (2) 12月27日から翌年の1月5日までの日 (3) 館内整理日(毎月第1金曜日。ただし、その日が祝日又は前号に規定する休館日に当たるときは、
---------	--

	第2金曜日とする。) (4) 特別整理期間（毎年14日以内 で教育委員会の定める日）
--	--

第3条第2項及び第3項中「生駒市コミュニティセンター」の次に「及び生駒駅前図書室」を加える。

第14条第1項中「たけまるホール及び」を削り、同条第2項中「第7条から第15条までの規定は、前項の図書室に係る図書の利用、貸出し及び複写並びに図書の寄贈及び寄託」を「第3条及び第4条の規定は、前項の図書室に係る使用時間及び休館日」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（図書室の利用等）

第15条 生駒市図書館条例施行規則第7条から第15条までの規定は、第2条の生駒駅前図書室及び前項の図書室に係る図書の利用、貸出し及び複写並びに図書の寄贈及び寄託について準用する。

（生駒市図書館条例施行規則の一部改正）

第2条 生駒市図書館条例施行規則（昭和62年3月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「午前9時30分から午後5時まで」に改め、同条の表を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月20日から施行する。